第８章

資　　料

## 　計画策定の方法

計画の策定に先立って、障がいのある人や関係団体、障害福祉サービス等を提供している事業所の意見やニーズを把握するために、実態調査や意見交換等を行いました。これらを通して把握した障がいのある人を取り巻く現状と課題を踏まえて、計画づくりに取り組みました。計画案の作成にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会とともに、岐阜市障害者総合支援協議会より意見をいただきました。

##### 　計画の策定体制

市　　民

関係団体

事 業 所

実態調査・

パブリックコメント・

意見交換

諮問

小委員会

障害者施策推進協議会

意見

障害者総合

支援協議会

説明

原案検討

答申

【岐阜市】

障害者施策推進協議会幹事会

調整

協議

関係部局

事務局（障がい福祉課）

## 　計画の諮問機関等

### 　岐阜市障害者施策推進協議会

○岐阜市障害者施策推進協議会条例

平成８年３月29日

条例第５号

（設置）

第１条　障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第４項の規定に基づき、本市に岐阜市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　法第11条第３項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第６項(同条第９項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

(2)　本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(3)　本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(4)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第１項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項を処理すること。

(5)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項を処理すること。

（組織等）

第３条　協議会は、委員30人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　関係行政機関の職員

(2)　識見を有する者

(3)　障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

(4)　公募に応じた市民

３　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（幹事会）

第６条　協議会に、協議会の調査審議を補助するため、幹事長及び幹事で組織する幹事会を置くことができる。

２　幹事長及び幹事は、関係機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、福祉部において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則(平成12年条例第24号)

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則(平成12年条例第91号)

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則(平成15年条例第12号)

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則(平成16年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年条例第55号)

（施行期日）

１　この条例は、平成20年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日において委員である者の任期は、この条例による改正前の岐阜市障害者施策推進協議会条例第３条第３項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附　則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則(平成24年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年条例第17号)

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則(平成30年条例第13号)

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

○岐阜市障害者施策推進協議会委員名簿

【委員任期】令和２年５月１日～令和５年４月30日

【委 員 数】28人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (◎：会長)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所　　　　属 | 職　名 | 氏　名 | 小委員会 |
| 関係行政機関の職員 | 岐阜県健康福祉部障害福祉課 | 課長 | 関谷　英治 |  |
| 岐阜公共職業安定所 | 所長 | 古田　隆司 |  |
| 識見を有する者 | 国立大学法人　岐阜大学 | 教授 | ◎池谷　尚剛 | ◎ |
| 公立大学法人　岐阜県立看護大学 | 教授 | 岡永真由美 | ○ |
| 一般社団法人　岐阜市医師会 | 理事 | 山賀　　寛 |  |
| 独立行政法人　国立病院機構長良医療センター | 院長 | 松久　　卓 |  |
| 岐阜市小中学校長会 | 会長 | 鵜飼　高男 |  |
| 岐阜商工会議所 | 専務理事 | 森　　健二 |  |
| 障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者 | 岐阜市身体障害者福祉協会 | 会長 | 五十川勝也 | ○ |
| 岐阜地区知的障がい者育成会 | 会長 | 春見　鉃男 | ○ |
| 岐阜市視覚障害者福祉協会 | 会長 | 戸谷　幸治 | ○ |
| 岐阜市聴覚障害者協会 | 副会長 | 五十嵐智美 | ○ |
| 岐阜市肢体不自由児者父母の会 | 会長 | 安藤　光昭 | ○ |
| 特定非営利活動法人障害者自立センターつっかいぼう | 理事長 | 吉田　朱美 | ○ |
| 特定非営利活動法人岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部 | 支部長 | 日比野房子 | ○ |
| 岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック | ブロック長 | 水野佐知子 | ○ |
| 岐阜市重症心身障害児(者)を守る会 | 会長 | 山田　　稔 | ○ |
| 岐阜市あけぼの会（精神障害者家族会） | 会長 | 熊谷　久子 | ○ |
| 岐阜市立岐阜特別支援学校ＰＴＡ | 会長 | 足立　麻美 | ○ |
| 社会福祉法人　いぶき福祉会 | 専務理事 | 北川　雄史 |  |
| 社会福祉法人　岐東福祉会 | 施設長 | 横山　貴洋 |  |
| 社会福祉法人　舟伏 | 副理事長 | 森　　敏幸 |  |
| 岐阜市立岐阜特別支援学校 | 校長 | 堀江　秀樹 |  |
| 岐阜市民生委員･児童委員協議会 | 理事 | 加藤　良三 |  |
| 社会福祉法人　岐阜市社会福祉協議会 | 常務理事 | 島塚　英之 |  |
| 社会福祉法人　岐阜市社会福祉事業団 | 理事長 | 若山　和明 |  |
| 公募市民 |  |  | 大西　由香 |  |
|  |  | 加藤千津子 |  |

※敬称略

### 　岐阜市障害者総合支援協議会

○岐阜市障害者総合支援協議会要綱

平成19年２月１日 決裁

平成19年４月１日 改正

平成20年４月１日 改正

平成21年４月１日 改正

平成22年４月１日 改正

平成24年４月１日 改正

平成25年４月１日 改正

平成26年３月28日 改正

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の３第１項の規定に基づき、本市に岐阜市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制についての協議に関すること。

(2)　関係機関の連携の緊密化を図ること。

(3)　地域の実情に応じた体制の整備についての協議に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織等）

第３条　協議会は、15人以内をもって組織する。

２　協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　障害者等及びその家族で、障害者関係団体の推薦するもの

(2)　障害者等の保健、医療、福祉、教育又は雇用関係者

(3)　学識経験を有する者

(4)　市職員

(5)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

３　委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（専門部会）

第６条　会長は、事務を円滑に進めるため、専門部会を置くことができる。

２　部会について必要な事項は、別に定める。

（秘密保持）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、福祉事務所障がい福祉課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

○岐阜市障害者総合支援協議会委員名簿

【委員任期】令和２年５月18日～令和３年３月31日

【委 員 数】15人　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　(◎：会長)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　　　　属 | 職　　　　名 | 氏　　名 |
| 岐阜県障害者権利擁護センター | 専任相談員 | 伊佐地みどり |
| 岐阜市身体障害者福祉協会 | 会長 | 五十川勝也 |
| 岐阜地区知的障がい者育成会 | 会長 | 春見　鉃男 |
| 社会福祉法人　岐阜市社会福祉事業団 | 障害福祉サービス事業統括施設長 | 川上　宏二 |
| 社会福祉法人　いぶき福祉会 | 専務理事 | 北川　雄史 |
| 岐阜県相談支援事業者連絡協議会 | 幹事 | 源内　諭史 |
| 公立大学法人　岐阜県立看護大学 | 准教授 | 茂本　咲子 |
| 社会福祉法人　岐阜市社会福祉協議会 | 常務理事 | ◎島塚　英之 |
| 岐阜公共職業安定所 | 統括職業指導官 | 高原　達夫 |
| 一般社団法人岐阜県ソーシャルワーカー協会 | 会長 | 武山　　修 |
| 岐阜市中ブロック機能強化型地域包括支援センター | 主任介護支援専門員 | 中村　美玲 |
| 岐阜市立岐阜特別支援学校 | 校長 | 堀江　秀樹 |
| 岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック | ブロック長 | 水野佐知子 |
| 社会福祉法人　舟伏 | 副理事長 | 森　　敏幸 |
| 岐阜市民生委員・児童委員協議会 | 理事 | 山田　祐理 |

※敬称略

## 　計画策定の経過

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日 | 内　　　　　　　容 |
| 令和元年11月１日～11月15日令和２年６月29日～７月17日令和２年８月３日令和２年９月８日～25日令和２年10月15日令和２年10月21日令和２年11月10日令和２年12月15日～令和３年１月15日令和３年２月16日令和３年３月●日 | 実態調査障がい関係団体等との意見交換第１回　岐阜市障害者施策推進協議会（第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画の策定について等）事業所状況調査第１回　岐阜市障害者施策推進協議会小委員会（第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画（素案）について）第２回　岐阜市障害者総合支援協議会　（第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画（原案）について）第２回　岐阜市障害者施策推進協議会　（第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画（原案）について）パブリックコメント　第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画（案）→２通（３件）岐阜県への意見聴取（第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画（案）について）第３回　岐阜市障害者施策推進協議会（第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画（最終案）について）「第６期岐阜市障害福祉計画・第２期岐阜市障害児福祉計画」の決定 |